



禁煙の相談ができる

医療機関・調剤薬局一覧

喫煙はニコチン依存症というれっきとした薬物依存症です。一日当たりの治療費はたばこ一箱よりも安くすみます。自分一人の気力だけでは難しいものですが、禁煙には色々な方法があるので、ぜひこの機会と一緒に取り組んでみませんか！ぜひご相談ください。



禁煙外来のある市内医療機関 (近畿厚生局・日本禁煙学会より) ※令和4年8月時点

医療機関名	住所	連絡先	医療機関名	住所	連絡先
伊良子医院	十王町	36-8012	近江八幡市立総合医療センター	土田町	33-3151
関川医院	鷹飼町	37-6191	堀江医院	加茂町	34-8131
まつおファミリークリニック	鷹飼町	32-3255			

※禁煙外来：毎回の診察では、禁煙補助薬の処方を受けるほか、息に含まれる一酸化炭素（タバコに含まれる有害物質）の濃度を測定したり、禁煙状況に応じて医師のアドバイスを受けることができます。

禁煙相談が受けられる市内薬局 (滋賀県薬剤師会 HP より一部抜粋) ※令和4年8月時点

薬局名	住所	連絡先	薬局名	住所	連絡先
いちえ薬局 中小森店	中小森町	43-1104	いづつ薬局	鷹飼町	37-7476
(有)きよし堂薬局	鷹飼町	33-5840	ツメ薬局	上野町	34-6211
なの花薬局 近江八幡店	桜宮町	31-1711	八幡ますだ薬局	鷹飼町	38-0517
ひまわり薬局 近江八幡店	西本郷町	38-1590	フラワー薬局 近江八幡店	鷹飼町	31-1193
メイン薬局	土田町	32-8486	みやもと薬局	西生来町	38-8211
ヤクゴ薬局 北之庄店	北之庄町	33-1171	ユタカ薬局 近江八幡	桜宮町	31-2721
スギ薬局 近江八幡南店	鷹飼町	38-8410			

近江八幡市 子ども健康部健康推進課

TEL : 33-4252

喫煙中の方へ

もしかしてニコチン依存症！？ 一度チェックしてみませんか？



ニコチン依存症のスクリーニングテスト (TDS)

設問内容に「はい」・「いいえ」のどちらかにチェックしてください。
※質問に該当しない場合は「いいえ」となります。

設問内容	はい 1点	いいえ 0点
問1 自分が吸うつもりよりも、ずっと多くタバコを吸ってしまうことがありましたか。		
問2 禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことはありましたか。		
問3 禁煙したり本数を減らそうとしたときに、タバコがほしくてほしくてたまらなくなることがありましたか。		
問4 禁煙したり本数を減らしたときに、次のどれかがありましたか。(イライラ、神経質、落ちつかない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手のふるえ、食欲または体重増加)		
問5 問4でうかがった症状を消すために、また煙草を吸い始めることがありましたか。		
問6 重い病気にかかったときに、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。		
問7 タバコのために自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
問8 タバコのために自分に精神的問題 ^注 が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
問9 自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。		
問10 タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか。		
注)禁煙や本数を減らした時に出現する離脱症状(いわゆる禁断症状)ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安や抑うつなどの症状が出現している状態。 参考資料：禁煙治療のための標準手順書第8版	合計	

→5点以上でニコチン依存症と考えられ、保険適応の対象患者に該当する可能性があります。
詳しくは、以下の条件もチェックしてみてください。

禁煙外来は以下の条件で健康保険適用になります

以下の全てに該当することが必要です。

- ニコチン依存症を診断するテスト (TDS) (上記) で 5点 以上
- 直ちに禁煙を始めたいと考えている

満35歳以上の方は以下もチェックしてください。

- 現在の1日の平均喫煙本数 × これまでの喫煙年数 が 200 以上
1日 本 × 年間 =

※加熱式タバコの場合…スティックタイプ 1本=紙巻タバコ 1本
カプセル・ポッドタイプ 1箱(5カプセル)=紙巻タバコ 1箱(20本)

例) 21歳から30歳まで紙巻タバコ 1日15本、31歳から35歳まで紙巻タバコ 1日5本に加え
加熱式タバコカプセルタイプ 1日2カプセル喫煙の場合
(15本×10年) + (5本×5年) + (20本×2/5箱×5年) = 215

上記に加え、禁煙治療を受けることを文書で同意することが必要です。(禁煙外来でご記入下さい)

※過去に健康保険等で禁煙治療を受けたことがある場合、前回の治療の初回診察日から1年経過しないうちは、自由診療となります。

※これらの条件を満たさない場合でも、自由診療で治療を受けることができます。

参考資料：禁煙治療のための標準手順書第8版

